

分野：重症心身障害児者（医療的ケア児者含む）

ワーキングチーム会議開催日：県自協 地域自立支援協議会・基幹相談支援NW部会（R5.5/29）

滋賀県慢性疾病児童等地域支援協議会（R5.7/13）

重症心身障害児者及び医療的ケア児等に関する協議会（R5.7/20）

令和3年度、4年度における実施内容等	今後の課題等
<p>1. 重度化に対応した日中サービス支援型のグループホームを新規指定</p> <ul style="list-style-type: none"> 令和3年度5事業所78名分、令和4年度7事業所80名分 <p>2. 入所者等の地域生活への移行促進のため、施設入所者地域移行促進モデル事業を実施</p> <ul style="list-style-type: none"> 令和3年度に東近江圏域で1名体験 令和4年度に同圏域で1名体験 <p>3. 地域生活支援拠点等の設置を促進するため、滋賀県障害者自立支援協議会での情報共有や市町による情報交換の場を提供</p> <ul style="list-style-type: none"> 令和4年度に14市町において単独また圏域に設置 <p>4. 各市町または各福祉圏域において、基幹相談支援センターの設置の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> 令和4年度に13市町において単独また複数単位での基幹相談支援センターを設置 <p>5. 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置</p> <ul style="list-style-type: none"> 7圏域、7市町で設置 <p>6. 医療的ケア児等の家庭からの相談等に適切に対応できる体制の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> コーディネーター養成研修修了者数 令和3年度21名、令和4年度21名 <p>7. 強度行動障害のある人を受入れる通所事業所およびグループホームに対し、対応専門家チームを派遣</p> <ul style="list-style-type: none"> 令和3年度19事業所35回派遣、令和4年度17事業所36回派遣 <p>8. 行動障害のある人への支援・対応方法に関する研修等（強度行動障害支援者養成研修等）の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> 令和3年度基礎研修175名・実践研修72名、令和4年度基礎研修216名・実践研修125名 	<p>障害者総合支援法改正事項</p> <ul style="list-style-type: none"> グループホームの支援内容として、一人暮らし等を希望する者に対する支援や退居後の相談等が含まれることを、法律上明確化する。【令和6年4月1日施行】 障害者が安心して地域生活を送れるよう、地域の相談支援の中核的役割を担う基幹相談支援センター及び緊急時の対応や施設等からの地域移行の推進を担う地域生活支援拠点等の整備を市町村の努力義務とする。【令和6年4月1日施行】 <p>国基本指針（大臣告示）見直し事項</p> <ul style="list-style-type: none"> 重度障害者等への支援に係る記載の拡充 障害者総合支援法の改正による地域生活支援拠点等の整備の努力義務化等を踏まえた見直し 医療的ケア児等支援法の施行による医療的ケア児等に対する支援体制の充実 基幹相談支援センターの設置等の推進 協議会の活性化に向けた成果目標の新設 <p>国の動向</p> <ul style="list-style-type: none"> 医療的ケア児に関し、こども家庭庁が災害時の留意点をまとめた避難マニュアルを2023年度末策定 <p>ワーキングチーム会議での意見</p> <p>I. 県自協 地域自立支援協議会・基幹相談支援NW部会（R5.5/29）</p> <ul style="list-style-type: none"> 日中サービス支援型のグループホームでの強度行動障害の方への専門的支援の提供 <ul style="list-style-type: none"> 利用が進む一方で、介護者に手が出るなど不適應で退去の相談になっている事例がある。 増加するGHと介護職が集まりにくい現状があり、強度行動障害の支援を行う介護職のスキルや支援体制が確保されているのか懸念がある。 <p>II. 滋賀県慢性疾病児童等地域支援協議会（R5.7/13）</p> <ul style="list-style-type: none"> 医ケアコーディネーターが何をしているか明確でない。もっと地域で活用できることが必要。 <p>III. 重症心身障害児者及び医療的ケア児等に関する協議会（R5.7/20）</p> <ul style="list-style-type: none"> 県内の医療型短期入所で宿泊を伴う事業所は3か所。 <ul style="list-style-type: none"> ベッド数は、30床（びわこセンター草津15床／野洲13床、紫香楽病院2床） 利用待ちの待機者が多く、また、緊急時等に確実に利用することが出来ない資源も南部の方に集中をしており、湖西、湖北当等は移動等の負担が強い。 短い日数でも使える施設を増やしていく必要がある。

次期重点施策（令和6年度～8年度）について

※上記を踏まえた次期重点施策について

- (1) 重度障害者が利用できる県独自のグループホーム整備事業の推進（障害児者施設等整備助成費）【追加】
- (2) 福祉圏域における総合的、専門的な相談支援体制の充実（基幹相談支援センターの設置の促進）
- (3) 重度心身障害児者・医療的ケア児等支援センター事業の推進（重症心身障害者ケアマネジメント支援事業／医療的ケア児者支援コーディネーター養成研修）【追加】
- (4) 医療的ケア児者対応事業所開設促進事業の推進
- (5) 医療型短期入所受入促進モデル事業【新規・追加】
- (6) 支援人材の養成および育成（強度行動障害支援者養成研修）

【成果目標】 地域生活支援拠点等にコーディネーターの配置などによる効果的な支援体制

【成果目標】 強度行動障害を有する者に対し、各市町または圏域において支援ニーズを把握し、支援体制の整備を進める

【成果目標】 県は医療的ケア児支援センターを設置

【活動指標】 医療的ケア児等に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数

【活動指標】 医療的ケア児等の支援を総合調整するコーディネーターの配置人数

重点施策以外の修正について

滋賀県障害者プラン 2021 の改訂に係るワーキングチーム ワークシート

分野：障害児（教育分野）

ワーキングチーム会議開催日：県自協 地域自立支援協議会・基幹相談支援NW部会（R5.5/29）

令和3年度、4年度における実施内容等	今後の課題等
<p>1. 児童発達支援事業所</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 令和3年度9事業所増加、令和4年度15事業所増加 <p>2. 重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所および放課後等デイサービス事業所の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 重心向け児童発達支援事業所：3圏域7事業所（南部5、甲賀1、湖東1） ● 重心向け放課後等デイサービス事業所：5圏域16事業所（大津1、南部11、甲賀1、湖東1、東近江2） <p>3. 小児保健医療センター療育部を中心に、県内各地域の療育教室に対して、理学療法士等の専門スタッフを派遣し、相談対応や助言を実施。</p> <p>4. 小児保健医療センターによる総合療育の提供</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 令和3年度通園児童 月平均25.9名、令和4年度通園児童 月平均22.3名 <p>5. 近江学園において小規模グループケアを導入し、地域生活への移行を支援</p> <p>6. 信楽学園において就労に向けた支援の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 令和3年度卒園生6名（うち企業就労4名） ● 令和4年度卒園生11名（うち企業就労6名、福祉的就労4名） 	<p>国基本指針（大臣告示）見直し事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 児童発達支援センターの機能強化と地域の体制整備 <p>ワーキングチーム会議での意見</p> <p>I. 県自協 地域自立支援協議会・基幹相談支援NW部会（R5.5/29）</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 障害児の相談支援体制ができていない。（特徴のある取組の放デイと塾とどう違う？）

次期重点施策（令和6年度～8年度）について
<p>※上記を踏まえた次期重点施策について</p> <p>（1）サービス提供体制の整備促進（重症心身障害児や医療的ケア児が身近な地域で支援を受けられるよう、市町や福祉圏域ごとに重症心身障害児等に対応できる児童発達支援事業所や放課後等デイサービス事業所の整備の促進）</p>
<p>重点施策以外の修正について</p> <p>【成果目標】重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所等：各市町または圏域に1か所以上</p>

滋賀県障害者プラン 2021 の改訂に係るワーキングチーム ワークシート

分野：高齢障害

ワーキングチーム会議開催日：県自協 地域自立支援協議会・基幹相談支援NW部会（R5.5/29）

地域生活支援拠点運営委員会 地域移行ワーキング（大津圏域）（R5.6/28）

重症心身障害児者及び医療的ケア児等に関する協議会（R5.7/20）

令和3年度、4年度における実施内容等	今後の課題等
<p>1. 相談支援専門員協会と介護支援専門員協会の事務局レベルでの情報共有を実施</p> <p>2. 新たに共生型サービスを行う事業所を拡大するため「高齢障害者支援充実事業」を実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 令和3年度末8事業所→令和4年度末14事業所に増加 	<p>ワーキングチーム会議での意見</p> <p>I. 県自協 地域自立支援協議会・基幹相談支援NW部会（R5.5/29）</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 65歳以上高齢障害者を受け止め、医療的ケアから終末期のターミナルケアを含めた対応ができる真の意味での日中サービス支援型グループホームを、重度の障害者支援の経験がある社会福祉法人等で計画的に作っていく必要がある。 <p>II. 地域生活支援拠点運営委員会 地域移行ワーキング（大津圏域）（R5.6/28）</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 入所施設において、自費で訪問看護を利用することに対する制度の限界 ■ 施設入所支援から特別養護老人ホームに移行する場合、誰がコーディネートをするか ■ 住む場所は自由であるはずなのに、入所施設のケースになると県外から県内という話になってしまっている。（本人の意思が尊重されていないのではないか） <p>III. 重症心身障害児者及び医療的ケア児等に関する協議会（R5.7/20）</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 加齢や疾病により医療的ケアが必要な状態になると、これまで生活してきた場所(施設やグループホーム等)での暮らしの継続が困難な状況がある。 ■ 本人の家族はもっと高齢あるいは亡くなっており、医療を受ける等の判断ができない。または兄弟の代わりに生命判断および介入も含め、困難となりやすい。 <p>ヒアリングでの意見</p> <p>I. 街かどケア滋賀ネット（NPO 法人元気な仲間 谷代表理事）</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 介護保険の小規模多機能と障害福祉サービスの生活介護等の共生型は、登録定員の中に利用回数が限られている共生型生活介護の利用者であっても定員に含めることとされ、小多機の運営を圧迫し、共生型サービスの普及促進に障害となっている。 ■ 障害福祉サービスから介護保険への移行 <ul style="list-style-type: none"> ・ケアマネが慣れた人（障害）から新しい人（介護）に変わる。ヘルパーも変わる。 ・65歳で介護保険デイサービスに替わると他の利用者との年齢差が大きいため馴染めないこともあるのではないか。 ・多くの場合は自己負担がなかったものが、介護保険になると1割負担になる。 ・介護保険では余暇活動の支援等はないため、障害福祉サービスも使う必要がある。 ・同居する家族がいると、介護保険では原則、家事支援は出来なくなる。

次期重点施策（令和6年度～8年度）について

※上記を踏まえた次期重点施策について

（1）地域生活への移行の促進（施設入所者地域移行促進モデル事業）

重点施策以外の修正について

- 入所施設の利用者も地域の中で暮らす住民として捉えて、本人のニーズに基づき、地域の資源が利用できないか検討していく
- 入所施設の利用者の暮らしの実態を地域の支援者や県民に対し伝えていく
- 本人の重度高齢化の中で今の暮らしの再検証を行うと同時に本人の意思決定を尊重しながら、より良い暮らしのあり方の検討と必要に応じて本人のケアに適した移行先の検討を行う。
- 高齢障害の対応をしている施設へのフォローアップやバックアップ体制の構築(看取りの機能)

滋賀県障害者プラン 2021 の改訂に係るワーキングチーム ワークシート

分野：意思疎通支援

ワーキングチーム会議開催日：滋賀県手話言語や情報コミュニケーションに関する条例検討専門部会（第4回）(R5.6.19)

令和3年度、4年度における実施内容等	今後の課題等
<ul style="list-style-type: none">1. 視覚障害者社会参加促進事業<ul style="list-style-type: none">● 点字広報等発行事業● 点字情報ネットワーク事業● 点訳・音訳ボランティア養成・研修事業等2. 聴覚障害者コミュニケーション確保対策事業<ul style="list-style-type: none">● 手話通訳者養成・研修事業● 要約筆記者養成・研修事業● 意思疎通支援者派遣事業等3. 障害者 IT 活用総合推進事業<ul style="list-style-type: none">● IT ボランティア養成・派遣事業等4. 盲ろう者社会参加促進事業<ul style="list-style-type: none">● 盲ろう者向け通訳・介助者養成事業● 盲ろう者向け通訳・介助者派遣事業等5. 失語症者意思疎通支援事業<ul style="list-style-type: none">● 失語症者向け意思疎通支援者養成研修等	<p>国・県の状況</p> <ul style="list-style-type: none">■ 「滋賀県手話をはじめとする障害の特性に応じた言語その他の手段による意思疎通等の促進に関する条例」の検討■ 「障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律」の施行 <p>ワーキングチーム会議での意見等</p> <ul style="list-style-type: none">■ 今後、ICTの技術は進んでいくため、視覚障害者と同様に聴覚障害者や盲ろう者への支援体制の検討と予算の確保を進めていただきたい。■ 老朽化した視覚障害者センターをどうしていくのか検討する必要がある。その中で「視力のことも、教育のことも、福祉のことも、教育のことも、職業のことも、スポーツのことも相談できる」支援のゾーンのようなものを作っていただきたい。

次期重点施策（令和6年度～8年度）について
<p>※上記を踏まえた次期重点施策について</p> <p>重点施策以外の修正について</p> <ul style="list-style-type: none">○視覚障害者センターの在り方検討○障害者 ICT 支援センターの運営○意思疎通支援の実態把握<ul style="list-style-type: none">・手話通訳、要約筆記、点訳、音訳、盲ろう者向け通訳・介助者といった意思疎通支援が必要な者の数などを把握し、支援者が確保できているか等を検証○知的障害者・発達障害者の意思疎通支援手段の普及啓発○手話言語や情報コミュニケーションに関する条例の検討→「滋賀県手話をはじめとする障害の特性に応じた言語その他の手段による意思疎通等の促進に関する条例」の普及啓発

滋賀県障害者プラン 2021 の改訂に係るワーキングチーム ワークシート

分野：就労

ワーキングチーム会議開催日：障害者就労ネットワーク事業 第1回会議（R5.6/28）

令和3年度、4年度における実施内容等	今後の課題等
<p>1. 雇用の場の確保および拡大</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 障害者働き暮らし応援センター事業 ● 介護等の場における障害者就労促進事業 ● 農福連携推進業務（みらいの農業振興課） <p>2. 就労移行支援と職場定着支援の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 就労移行支援促進事業 ● 就労系障害福祉サービスの支援力向上事業 ● 働く障害者のフォローアップ支援事業 <p>3. 就労収入の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 障害福祉サービス事業所等仕事おこし支援事業 ● 障害福祉サービス事業所の農業技術向上支援事業 ● 農福連携マルシェ事業 ● しが障害者施設応援企業認定制度 	<p>国基本指針見直し事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 一般就労への移行及び定着状況に関する成果目標の設定 ■ 就労選択支援の創設への対応について成果目標に設定 ■ 一般就労中の就労系障害福祉サービスの一時的な利用に係る法改正への対応 ■ 地域における障害者の就労支援に関する状況の把握や、関係機関との共有及び連携した取組 <p>ワーキングチーム会議での意見等</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 就労に向けたアセスメントについて、一人一人の能力のみを見るのではなく、本人の希望や生活面も含めた総合的な「働く力」を観察し支援する必要がある。 ■ 選択支援事業の受け皿について、現場の事業所は手一杯なところが多いため、各地域の状況も把握しながら実施体制の検討をしていただきたい。

次期重点施策（令和6年度～8年度）について
<p>※上記を踏まえた次期重点施策について</p> <p>○「4(1)③（エ）就労が定着するための支援」に以下のとおり追記。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一般就労を控えた障害のある人に対し、入職前に働く上での基礎知識を学ぶ研修および入職後に仕事の振り返りや悩みの共有を行う研修を実施することにより、職場への定着を図ります。
<p>重点施策以外の修正について</p> <p>○「4(1)③（ウ）福祉施設利用者などの一般就労への移行促進」に以下のとおり追記。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国において新たに実施される就労選択支援事業および一般就労中における就労系障害福祉サービスの一時的な利用について、関係機関と連携し、地域の実態を踏まえて検討を行い、取組を進めるほか、支援の必要性に応じて適切に利用されるよう検討します。 <p>○「4(1)③（オ）企業と障害福祉サービス事業所をつなげる支援」を以下のとおり修正。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・企業・教育・福祉・行政等の関係機関による協議の場を設置し、好事例の共有等を行うほか、企業に対し障害理解に関する研修を実施することにより、企業と障害福祉サービス事業所とのつながりを広げ、障害のある人の就労定着を促進します。

滋賀県障害者プラン 2021 の改訂に係るワーキングチーム ワークシート

分野：人材育成・確保

ワーキングチーム会議開催日：県自協 地域自立支援協議会・基幹相談支援NW部会（R5.5/29）

令和3年度、4年度における実施内容等	今後の課題等
<p>1. 意思決定支援の定義と意義を理解し、ご本人の意思を汲み取る工夫やプロセスを事例とともに学ぶことをとおして、意思決定支援責任者として責務を果たすことのできるサービス管理責任者、児童発達支援管理責任者および相談支援専門員を養成することを目的として、「滋賀県専門コース別研修（任意研修）【意思決定支援】」を実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 令和3年度 26名、令和4年度 15名が受講 <p>2. 障害児(者)地域生活ネットワーク支援事業のアドバイザーにより、各圏域で個別支援会議の開催に向けた助言や地域生活を支援する上での相談支援に係る技術的助言、人材の育成などを実施</p> <p>3. 相談支援専門員の養成および育成（相談支援従事者初任者研修の実施）</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 計画相談支援及び障害児相談支援に従事する相談支援専門員数 令和4年度 308人 <p>4. 基幹相談支援センター等の機能を充実させるため、主任相談支援専門員を養成</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 計画相談支援および障害児相談支援に従事する主任相談支援専門員数 令和4年度 29人 <p>5. 新たに事業所の処遇改善加算の算定に必要な規程類の作成支援を実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 令和3年度 27事業所、令和4年度 13事業所 <p>6. 「障害福祉のしごと魅力発信事業」を商業施設にて実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 学生などを対象に障害福祉の仕事の魅力を知らってもらうため、三井アウトレットパーク(R4.2/5)、ブランチ大津京(R4.12/3)にてイベントを開催 	<p>国基本指針（大臣告示）見直し事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 県による相談支援専門員等への意思決定支援ガイドライン等を活用した研修等の実施を活動指標に追加 ■ ICTの導入等による事務負担の軽減等に係る記載の新設 ■ 相談支援専門員およびサービス管理責任者等の研修修了者数等を活動指標に追加 <p>ワーキングチーム会議での意見</p> <p>I. 県自協 地域自立支援協議会・基幹相談支援NW部会（R5.5/29）</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 福祉全体が人材不足であり、いかに福祉教育を受けていない人を呼び込むか。（単純な要件緩和は室が落ちる） ■ 市町および圏域単位で解決できる問題ではなくなっている。（結局、人の取り合いになっており、そもそも人がいない中でPRをしても意味がない） ■ 若年者の定着率が低く、人員体制が不十分 <ul style="list-style-type: none"> ・ 支援員だけではなく、看護師などの専門職確保にも同様の課題がある。 ・ そのため、医療的ケアや強度行動障害の方など支援度が高い人ほどサービスが利用しづらい状況となっている。 ■ ピアサポート人材の育成、当事者参画のあり方の検討

次期重点施策（令和6年度～8年度）について

※上記を踏まえた次期重点施策について

- (1) 相談支援専門員の養成および育成（滋賀県障害者自立支援協議会運営・地域支援体制強化事業／障害児(者)地域生活支援事業費）
- (2) 多様な人材層の参入促進（職場復帰支援、外国人材、魅力等情報発信）
- (3) 職場定着支援および人材育成

【活動指標】 相談支援専門員研修およびサービス管理責任者・児童発達支援管理責任者研修の修了者数の見込み

重点施策以外の修正について

- (1) 障害福祉サービス事業者等における新型コロナウイルス等感染対策への支援（感染症予防計画に基づく研修会）

滋賀県障害者プラン 2021 の改訂に係るワーキングチーム ワークシート

分野：人材育成・確保

ワーキングチーム会議開催日：滋賀県障害者文化芸術活動推進計画検討懇話会（R5.6.30）

令和3年度、4年度における実施内容等	今後の課題等
<ul style="list-style-type: none"> ● 障害者アート公募展開催推進事業 障害のある人の創造活動の裾野を広げるとともに、作品の発表の機会を提供するため、作品の公募展を開催した。 ● 障害者地域生活移行促進事業費補助金 障害のある人の文化芸術活動のワークショップの開催や音楽祭などの成果発表会の開催を支援し、障害のある人の文化芸術作品の魅力を伝えるとともに、県民の障害理解の促進を図った。 ● 障害者造形活動推進事業費補助金 障害のある人と一般のアーティスト作品の並列展示などの取組を支援し、障害のある人の可能性や魅力の発信を促進した。 ● 障害者芸術文化活動支援センター補助金 創造活動に関する支援や著作権保護に関する相談対応、支援する人材育成、関係者のネットワークづくりなどを支援し、障害のある人が安心して創造活動に取り組むことができる環境づくりを進めた。 	<p>他の計画策定状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 【文化庁】「障害者による文化芸術活動の推進に関する基本的な計画（第2期）」の策定（R5.3.31） ■ 【滋賀県】「滋賀県障害者文化芸術活動推進計画（策定予定）」 <p>ワーキングチーム会議での意見</p> <p>I. 滋賀県障害者文化芸術活動推進計画検討懇話会（R5.6.30）</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 芸術関係の用語はきちんと整理がなされていないことも多く、しっかりと定義づけを行っていく必要があるのではないか。

次期重点施策（令和6年度～8年度）について
<p>※上記を踏まえた次期重点施策について</p>
<p>重点施策以外の修正について</p> <p>語句の時点修正</p> <ol style="list-style-type: none"> （1）「造形活動や表現活動」を「創造活動」に修正 （2）「滋賀県障害者文化芸術活動推進計画（令和2年3月策定）」を「滋賀県障害者文化芸術活動推進計画（策定予定）」に修正 （3）「東京2020オリンピック・パラリンピックに向けて全国展開される文化プログラムへの参画を見据え」を「2025年のわた SHIGA 輝く国スポ・障スポおよび日本国際博覧会の開催を見据え」に修正 （4）「東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会を契機として行われる日本博プログラムなどを通じて」を「2025年日本国際博覧会を契機として行われるプログラムを通じて」に修正

滋賀県障害者プラン 2021 の中間見直しに係るワークシート

資料 2 - 3

分野：障害者差別・権利擁護

ワーキングチーム会議開催日：障害者差別のない共生社会づくり委員会（8月29日）

令和3年度、4年度における実施内容等	今後の課題等
<p>(1) 障害者差別の解消と障害者理解の促進</p> <p>①障害の理解のための出前講座 教育機関や行政関係機関等を中心に令和3年度 42回、令和4年度 51回実施。</p> <p>②差別解消のためのネットワーク構築 ア：障害者権利擁護センターに2名の障害者差別解消相談員を配置。 イ：各圏域に計26名の地域アドボケーターを配置。</p> <p>(2) 権利擁護の推進 ア：年2回の権利擁護支援・成年後見制度利用促進協議会を開催。 イ：全圏域で成年後見制度利用促進に係る中核機関を設置。</p>	<p>(1) 障害者差別の解消と障害者理解の促進</p> <p>① 障害の理解のための出前講座 ア：出前講座のさらなる周知。 イ：事業者の合理的配慮の提供を義務づけるなどとした改正障害者差別解消法の施行（令和6年4月1日）に対応した周知・啓発。</p> <p>② 差別解消のためのネットワーク構築 ア：障害者差別解消相談員や地域アドボケーターの研修や意見交換の機会の充実。 イ：地域アドボケーターのさらなる周知。</p> <p>(2) 権利擁護の推進 中核機関設置後の市町への取組支援</p>

次期重点施策（令和6年度～8年度）について

<p>(1) 障害者差別の解消と障害者理解の促進</p> <p>①障害の理解のための出前講座 令和5年度目標である年間50回の出前講座の実施を目指し、令和5年度目標に引き続き、<u>令和8年度目標を「年間50回」とする。</u></p> <p>②差別解消のためのネットワーク構築 地域アドボケーターの確保や対応力向上、障害者差別解消相談員および市町関係部署等との意見交換の実施等により相談体制を総合的に充実させるため、令和5年度目標に引き続き、<u>令和8年度目標を「相談体制の充実」とする。</u></p> <p>(2) 権利擁護の推進 令和5年度目標「<u>全福祉圏域での中核機関の設置</u>」がなされたことに続き、各市町における取組を支援するため、<u>令和8年度目標を「市町からの専門相談への対応や研修会の実施等による市町の取組支援」とする。</u></p>
--

<p>重点施策以外の修正について</p> <p>(1) 第4次障害者計画に係る目標</p> <p>① 差別解消に関する講座の実施 重点施策の「障害の理解のための出前講座」と同様に令和8年度目標を「<u>年間50回</u>」とする。</p> <p>(2) 滋賀県における成年後見制度利用促進（権利擁護支援）に関する取組方針（案）を踏まえた権利擁護の記載の追加</p> <p>① 権利擁護の課題に次の項目を追加する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市町・圏域の実情に応じた取組を尊重しながら、広域的な視点から後見人等の担い手の確保につながる取組を進める必要があること ・成年後見人等の不足、および市民後見人や法人後見受任団体の養成の取組を実施している市町がないこと ・権利擁護支援にあたっては、アセスメント段階からのチームによる支援を重視し、本人の意思を十分に尊重することが必要であること <p>② 成年後見制度の利用促進の具体的な施策に次の項目を追加する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・関係団体等との意見交換・情報共有を行う権利擁護支援・成年後見制度利用促進協議会等における現状や課題の把握、および広域的な課題の解決や関係団体の連携の推進 ・市民後見人の養成、法人後見受任団体の育成、専門職後見人の確保等による担い手の確保につながる取組の推進 ・圏域の協議会へのオブザーバーとしての参画を通じた助言や情報共有、研修の実施、専門アドバイザーの派遣による市町等の取組支援

滋賀県障害者プラン 2021 の改訂に係るワーキングチーム ワークシート

分野： ひきこもり
 ワーキングチーム会議開催日： 令和5年7月25日

令和3年度、4年度における実施内容等	今後の課題等
<p>(ア) ひきこもり状態にある人への支援の必要性の理解</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ひきこもりについての正しい知識や相談窓口の周知を行うため、チラシの作成・配布とともにバナー広告を掲載し、啓発を図った。 ・また、若者サミットにおいてブースを設置し、一般県民向けに生きづらさを抱える若者についての啓発を図った。 ・若者サミット（ひきこもり対策普及啓発講演会）を若者サミット実行委員会と共催で実施。 <p>(イ) ひきこもり支援センターの強化【重点的取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保健所ひきこもり支援担当者連絡会を開催し、事業取り組み状況や事例について、情報共有・意見交換を行い、各機関の機能推進及び資質の向上を図った。 ・ひきこもり支援専門家チームを設置し、保健所や市町に対して、専門的助言や事例検討を行った。 <p>(ウ) 公私協働による取組の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・民生委員・児童委員対象に「ひきこもり支援のための研修会」を実施。 ・各圏域ごとに市社協もしくは保健所や社会福祉法人を中心に連携会議を開催。 ・ひきこもり当事者交流会、家族学習会、居場所づくりの実施。 <p>(エ) 教育との連携強化【重点的取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県と市町、教育委員会と福祉部局の枠を超えて、支援を必要とする児童生徒の情報を共有し、連携した取り組みを行う協定を県内全市町と締結完了。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ひきこもりの背景は様々で、複雑化・多様化しているため、年代や分野で途切れない相談支援体制が必要である。 ・ひきこもり者の生活を支える親の高齢化が進み、親の介護や親亡き後の社会とのつながりが課題となっており、ひきこもり者を孤立させない支援体制が必要である。 ・ひきこもりに関する誤解や偏見が依然根強いため、ひきこもりながらも豊かに生活できる地域づくりが必要である。 <p>・アウトリーチの取り組み等、市町によって、ひきこもり支援の取り組みに温度差、進み具合に強弱がある。また、市町単位の動きが中心となっていて、圏域として進めることに難しさがある。支援者の資質向上や支援者を孤立させない体制づくりが必要である。</p> <p>・県と市町、教育委員会と福祉部局の枠を超えた協定の締結はできたので、中身と活用の充実を図っていく必要がある。</p>

次期重点施策（令和6年度～8年度）について
<p>※上記を踏まえた次期重点施策について</p> <p>(イ) ひきこもり支援センターの強化【重点的取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ひきこもり支援における課題整理や解決に向けた方策の検討等、多角的に協議できる場づくりに取り組みます。 ・市町におけるひきこもり相談窓口の明確化と周知を図るとともに、医療・法律・福祉・教育・就労等の多職種からなる専門家チームを設置し、市町等に対する専門的助言等を行う機能の強化を図ります。 ・市町や保健所等でひきこもり支援業務に従事する職員を対象に研修会を開催するなど人材育成を行います。 <p>(エ) 教育との連携強化【重点的取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・不登校の児童生徒がひきこもりとなるケースがあることから、ひきこもりの防止策として、学校と地域支援機関の連携のもと、切れ目ない支援に取り組んできましたが、この取組を更に進め、県と市町、福祉と教育の間の情報共有等の仕組みを整えます。
<p>重点施策以外の修正について</p> <p>(ア) ひきこもり状態にある人への支援の必要性の理解</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ひきこもりの背景や当事者・家族がおかれている多種多様な状況について何らかの社会的障壁がある状態と捉え、必要な支援を受けながら、当事者の自分らしい生き方を保障する必要性について理解の促進に努めます。 <p>(ウ) 公私協働による取組の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県民や民生委員など様々な分野の支援者が、当事者・家族が生きづらい状況におかれていることを理解し、当事者・家族が地域で孤立しないよう、ひきこもりに関する普及啓発に努めます。 ・ひきこもりの支援を行う機関や市町、保健所等が連携して、地域におけるネットワークづくりを進めるとともに、丁寧な訪問を行うなどアウトリーチを促進していきます。 ・ひきこもり状態が長期化し、生きづらい状況におかれている当事者や家族などが、社会参加の手がかりをつかめるよう、希望に応じて、気軽に交流でき、安心して過ごせる多様な居場所づくりを進めます。

滋賀県障害者プラン 2021 の改訂に係るワーキングチーム ワークシート

分野：高次脳機能障害

ワーキングチーム会議開催日：令和5年7月13日(木)

令和3年度、4年度における実施内容等	今後の課題等
別紙参照	

次期重点施策（令和6年度～8年度）について
※上記を踏まえた次期重点施策について
重点施策以外の修正について

プランにおける項目	重点的取組	障害者計画	障害福祉計画	具体的取組	令和5年度目標・指標	令和4年度実績	令和3年度実績	令和3年度以降の取組に対する担当課の評価	令和3年度以降の取組を踏まえた課題と令和5年度以降の実施予定・方向性
2. ともに暮らす									
(2) 障害特性等に 応じた支援の充実の ために ⑤ 高次脳機能障害 のある人への支援の 充実	○	○		(ア) 圏域における支援体制の充実【重点的取組】 ・各圏域において、保健、医療、福祉等様々な分野の支援者がネットワークづくりを進めることにより、当事者や家族が身近な地域で障害特性に応じた支援を受けられるよう体制の充実を図ります。	《数値目標（障害者計画）》 高次脳機能障害専門相談支援員研修修了者数 ：30名（R3～R5累積）	高次脳機能障害圏域ネットワーク支援事業により、大津圏域・甲賀圏域・湖東圏域においては各中心となる法人が、他圏域においては、高次脳機能センターが、保健所等と連携を図り、協議会の開催や研修会、事例検討の開催を実施した。 高次脳機能障害専門相談支援員研修修了者数：〔R3年度〕30人（うち医療機関9人）、〔R4年度〕29人（うち医療機関9人） 高次脳機能障害者支援センター実支援者数：〔R3年度〕210人、〔R4年度〕185人 ※ 高次脳機能障害者支援センターの利用者のうち精神科通院が必要になった事例の半数以上が県外の医療機関を受診している。	高次脳機能障害圏域ネットワーク支援事業により、大津圏域・甲賀圏域・湖東圏域においては各中心となる法人が、他圏域においては、高次脳機能センターが、保健所等と連携を図り、協議会の開催や研修会、事例検討の開催を実施した。 高次脳機能障害専門相談支援員研修修了者数：〔R3年度〕30人（うち医療機関9人）、〔R4年度〕29人（うち医療機関9人） 高次脳機能障害者支援センター実支援者数：〔R3年度〕210人、〔R4年度〕185人 ※ 高次脳機能障害者支援センターの利用者のうち精神科通院が必要になった事例の半数以上が県外の医療機関を受診している。	平成27年から実施した高次脳機能障害専門相談支援員研修修了者は計169人となり、保健、医療、福祉、介護等分野において高次脳機能障害の基礎知識について一定普及することができた。 各圏域において相談や連携を図るネットワークを整備してきたが、地域で主体となるのが3圏域に留まっていることや社会的行動障害に対応できる機関が少ないことから、当事者や家族が地域で望む暮らしができるよう、圏域特有の課題への対応や医療機関への高次脳機能障害の理解のための啓発・研修の開催や関係機関への働きかけが引き続き必要である。	【継続実施】 (ア) 圏域における支援体制の充実【重点的取組】 ・各圏域において、保健、医療、福祉等様々な分野の支援者がネットワークづくりを進めることにより、当事者や家族が身近な地域で障害特性に応じた支援を受けられるよう体制の充実を図ります。 《数値目標（障害者計画）》 【現在の目標値】高次脳機能障害専門相談支援員研修修了者数：30人（R3～R5累積） ↓ フォローアップ研修修了者のうち圏域の会議や研修への参加率：○/○(○%) 《障害福祉サービス等の見込量》 【現在の見込量】高次脳機能障害者支援センターの利用見込者数：R3年度210人、R4年度205人、R5年度200名 R6年度175人、R7年度170人、R8年度165人
(2) 障害特性等に 応じた支援の充実の ために ⑤ 高次脳機能障害 のある人への支援の 充実	○	○		・高次脳機能障害のある人が適切に診断され、障害特性に応じた必要なリハビリテーションや福祉サービスを利用しながら望む地域で暮らせるよう努めます。	《数値目標（障害者計画）》 高次脳機能障害専門相談支援員研修修了者数 ：30名（R3～R5累積）	高次脳機能障害専門相談支援員研修修了者数：〔R3年度〕30人、〔R4年度〕29人 高次脳機能障害者支援センター実支援者数：〔R3年度〕210人、〔R4年度〕185人 ※ 高次脳機能障害者支援センターの利用者のうち精神科通院が必要になった事例の半数以上が県外の医療機関を受診している。	高次脳機能障害専門相談支援員研修修了者数：〔R3年度〕30人、〔R4年度〕29人 高次脳機能障害者支援センター実支援者数：〔R3年度〕210人、〔R4年度〕185人 ※ 高次脳機能障害者支援センターの利用者のうち精神科通院が必要になった事例の半数以上が県外の医療機関を受診している。	障害の程度や状況に応じた適切な支援を受けられるよう、高次脳機能障害者支援センターにより環境調整が整えられている。	【継続実施】 (イ) アセスメント機能の充実 ・地域での支援が困難なケース等について、滋賀県立むれやま荘における入所支援機能を活用し、高次脳機能障害者支援センターとの連携による生活のアセスメント等により、地域生活への移行の支援を図ります。
(2) 障害特性等に 応じた支援の充実の ために ⑤ 高次脳機能障害 のある人への支援の 充実				(イ) アセスメント機能の充実 ・地域での支援が困難なケース等について、滋賀県立むれやま荘における入所支援機能を活用し、高次脳機能障害者支援センターとの連携による生活のアセスメント等により、地域生活への移行の支援を図ります。		滋賀県立むれやま荘の入所支援機能を活用し、高次脳機能障害者支援センターとの連携するケース：6件（入所支援機能）、6件（短期入所支援） 社会的行動障害が顕著な方等に対する施設入所等の検討にあたり、高次脳機能障害者支援センターにより生活面のアセスメントや医療機関への連絡調整等の併走支援を実施した。	滋賀県立むれやま荘の入所支援機能を活用し、高次脳機能障害者支援センターとの連携するケース：6件（入所支援機能）、6件（短期入所支援） 社会的行動障害が顕著な方等に対する施設入所等の検討にあたり、高次脳機能障害者支援センターにより生活面のアセスメントや医療機関への連絡調整等の併走支援を実施した。	障害の程度や状況に応じた適切な支援を受けられるよう、高次脳機能障害者支援センターにより環境調整が整えられている。	【継続実施】 (イ) アセスメント機能の充実 ・地域での支援が困難なケース等について、滋賀県立むれやま荘における入所支援機能を活用し、高次脳機能障害者支援センターとの連携による生活のアセスメント等により、地域生活への移行の支援を図ります。
(2) 障害特性等に 応じた支援の充実の ために ⑤ 高次脳機能障害 のある人への支援の 充実				(ウ) 支援人材の育成 ・県立リハビリテーションセンターおよび高次脳機能障害者支援センターによる医療、介護、相談等各専門職向け研修を実施することにより、高次脳機能障害のある人の地域生活を支える人材の育成を進めます。		高次脳機能障害専門相談支援員研修修了者数：〔R3年度〕30人、〔R4年度〕29人 高次脳機能障害圏域ネットワーク支援事業により、大津圏域・甲賀圏域・湖東圏域においては各中心となる法人が、他圏域においては、高次脳機能センターが、保健所等と連携を図り、協議会の開催や研修会、事例検討の開催を実施した。	高次脳機能障害専門相談支援員研修修了者数：〔R3年度〕30人、〔R4年度〕29人 高次脳機能障害圏域ネットワーク支援事業により、大津圏域・甲賀圏域・湖東圏域においては各中心となる法人が、他圏域においては、高次脳機能センターが、保健所等と連携を図り、協議会の開催や研修会、事例検討の開催を実施した。	平成27年から実施した高次脳機能障害専門相談支援員研修修了者は計169人となり、保健、医療、福祉、介護等分野において高次脳機能障害の基礎知識について一定普及することができた。	【継続実施】 (ウ) 支援人材の育成 ・県立リハビリテーションセンターおよび高次脳機能障害者支援センターによる医療、介護、相談等各専門職向け研修を実施することにより、高次脳機能障害のある人の地域生活を支える人材の育成を進めます。
(2) 障害特性等に 応じた支援の充実の ために ⑤ 高次脳機能障害 のある人への支援の 充実				(エ) 高次脳機能障害に関する理解の促進 ・高次脳機能障害のある人や家族を含めて広く県民が、その障害の特性を理解するよう普及啓発に努めます。		高次脳機能障害者支援センター：〔R3年度〕主催研修1回 104人、講師派遣／実践報告11回 487人〔R4年度〕主催研修1回 241人、講師派遣／実践報告14回 523人 高次脳機能障害者友の会：高次脳機能障害普及啓発事業〔R4年度〕14回	高次脳機能障害者支援センター：〔R3年度〕主催研修1回 104人、講師派遣／実践報告11回 487人〔R4年度〕主催研修1回 241人、講師派遣／実践報告14回 523人 高次脳機能障害者友の会：高次脳機能障害普及啓発事業〔R4年度〕14回	高次脳機能障害者支援センターおよび高次脳機能障害者友の会において、高次脳機能障害の理解を深めるために県民や関係機関等への研修会等を通して、広く周知を図ることができた。	【継続実施】 (エ) 高次脳機能障害に関する理解の促進 ・高次脳機能障害のある人や家族を含めて広く県民が、その障害の特性を理解するよう普及啓発に努めます。
(3) 保健・医療の 推進のために ① 障害の状況に応じた 専門的な医療の提供と 障害の特性に配慮された 診療体制の構築				(カ) 高次脳機能障害のある人への医療的支援の充実 ・リハビリテーションセンターや高次脳機能障害者支援センターが連携し、医師やリハビリテーション専門職への高次脳機能障害の理解のための啓発・研修会を開催します。		リハビリテーションセンター実施 高次脳機能障害コースSTEP1「高次脳機能障害の基礎理解」R3（29名）、R4（53名）、リハビリテーションセンター実施 高次脳機能障害コースSTEP2「生活における高次脳機能障害の捉え方や対応法」R3（22名）、R4（69名） リハビリテーションセンター実施 高次脳機能障害コースSTEP3「生活を支える社会資源～知る事が大きな差を生む～」R3（22名）、R4（75） 高次脳機能障害コース医師・セラピスト研修 R3「抑制機能に対する理解と考え方」（16名）R4「脳機能障害（高次脳機能障害・発達障害など）に対するリハビリテーション・学習・就労等に向けたプロセス抑制機能に対する理解と考え方」（25名） 高次脳機能障害専門相談支援員研修修了者数：〔R3年度〕30人（うち医療機関9人）、〔R4年度〕29人（うち医療機関9人） 高次脳機能障害者支援センター実支援者数：〔R3年度〕210人、〔R4年度〕185人 ※ 高次脳機能障害者支援センターの利用者のうち精神科通院が必要になった事例の半数以上が県外の医療機関を受診している。 県立総合病院において、臨床心理士による当事者・家族に対する心理的サポートや訓練等を行った。 〔R3年度〕延べ561件、〔R4年度〕延べ612人	リハビリテーションセンター実施 高次脳機能障害コースSTEP1「高次脳機能障害の基礎理解」R3（29名）、R4（53名）、リハビリテーションセンター実施 高次脳機能障害コースSTEP2「生活における高次脳機能障害の捉え方や対応法」R3（22名）、R4（69名） リハビリテーションセンター実施 高次脳機能障害コースSTEP3「生活を支える社会資源～知る事が大きな差を生む～」R3（22名）、R4（75） 高次脳機能障害コース医師・セラピスト研修 R3「抑制機能に対する理解と考え方」（16名）R4「脳機能障害（高次脳機能障害・発達障害など）に対するリハビリテーション・学習・就労等に向けたプロセス抑制機能に対する理解と考え方」（25名） 高次脳機能障害専門相談支援員研修修了者数：〔R3年度〕30人（うち医療機関9人）、〔R4年度〕29人（うち医療機関9人） 高次脳機能障害者支援センター実支援者数：〔R3年度〕210人、〔R4年度〕185人 ※ 高次脳機能障害者支援センターの利用者のうち精神科通院が必要になった事例の半数以上が県外の医療機関を受診している。 県立総合病院において、臨床心理士による当事者・家族に対する心理的サポートや訓練等を行った。 〔R3年度〕延べ561件、〔R4年度〕延べ612人	平成27年から実施した高次脳機能障害専門相談支援員研修修了者は計169人となり、保健、医療、福祉、介護等分野において高次脳機能障害の基礎知識について一定普及することができた。 各圏域において相談や連携を図るネットワークを整備してきたが、地域で主体となるのが3圏域に留まっていることや社会的行動障害に対応できる機関が少ないことから、当事者や家族が地域で望む暮らしができるよう、圏域特有の課題への対応や医療機関への高次脳機能障害の理解のための啓発・研修の開催や関係機関への働きかけが引き続き必要である。	【継続実施】 (カ) 高次脳機能障害のある人への医療的支援の充実 ・リハビリテーションセンターや高次脳機能障害者支援センターが連携し、医師やリハビリテーション専門職への高次脳機能障害の理解のための啓発・研修会を開催します。
(3) 保健・医療の 推進のために ① 障害の状況に応じた 専門的な医療の提供と 障害の特性に配慮された 診療体制の構築				・高次脳機能障害について、必要な医療や支援に速やかにつながるよう、医療機関における適切な診断と、退院時にはかかりつけの医療機関や障害福祉サービスに切れ目なくつながる体制の構築を図ります。		高次脳機能障害専門相談支援員研修修了者数：〔R3年度〕30人（うち医療機関9人）、〔R4年度〕29人（うち医療機関9人） 高次脳機能障害者支援センター実支援者数：〔R3年度〕210人、〔R4年度〕185人 ※ 高次脳機能障害者支援センターの利用者のうち精神科通院が必要になった事例の半数以上が県外の医療機関を受診している。	高次脳機能障害専門相談支援員研修修了者数：〔R3年度〕30人（うち医療機関9人）、〔R4年度〕29人（うち医療機関9人） 高次脳機能障害者支援センター実支援者数：〔R3年度〕210人、〔R4年度〕185人 ※ 高次脳機能障害者支援センターの利用者のうち精神科通院が必要になった事例の半数以上が県外の医療機関を受診している。	平成27年から実施した高次脳機能障害専門相談支援員研修修了者は計169人となり、保健、医療、福祉、介護等分野において高次脳機能障害の基礎知識について一定普及することができた。 各圏域において相談や連携を図るネットワークを整備してきたが、地域で主体となるのが3圏域に留まっていることや社会的行動障害に対応できる機関が少ないことから、当事者や家族が地域で望む暮らしができるよう、圏域特有の課題への対応や医療機関への高次脳機能障害の理解のための啓発・研修の開催や関係機関への働きかけが引き続き必要である。	【継続実施】 ・高次脳機能障害について、必要な医療や支援に速やかにつながるよう、医療機関における適切な診断と、退院時にはかかりつけの医療機関や障害福祉サービスに切れ目なくつながる体制の構築を図ります。
(3) 保健・医療の 推進のために ① 障害の状況に応じた 専門的な医療の提供と 障害の特性に配慮された 診療体制の構築				・医療機関で障害特性や地域生活に関する心理教育を当事者・家族に実施できるように働きかけ、地域でのリハビリテーションを更に充実させます。		高次脳機能障害専門相談支援員研修修了者数：〔R3年度〕30人（うち医療機関9人）、〔R4年度〕29人（うち医療機関9人） 高次脳機能障害者支援センター実支援者数：〔R3年度〕210人、〔R4年度〕185人 ※ 高次脳機能障害者支援センターの利用者のうち精神科通院が必要になった事例の半数以上が県外の医療機関を受診している。	高次脳機能障害専門相談支援員研修修了者数：〔R3年度〕30人（うち医療機関9人）、〔R4年度〕29人（うち医療機関9人） 高次脳機能障害者支援センター実支援者数：〔R3年度〕210人、〔R4年度〕185人 ※ 高次脳機能障害者支援センターの利用者のうち精神科通院が必要になった事例の半数以上が県外の医療機関を受診している。	平成27年から実施した高次脳機能障害専門相談支援員研修修了者は計169人となり、保健、医療、福祉、介護等分野において高次脳機能障害の基礎知識について一定普及することができた。 各圏域において相談や連携を図るネットワークを整備してきたが、地域で主体となるのが3圏域に留まっていることや社会的行動障害に対応できる機関が少ないことから、当事者や家族が地域で望む暮らしができるよう、圏域特有の課題への対応や医療機関への高次脳機能障害の理解のための啓発・研修の開催や関係機関への働きかけが引き続き必要である。	【継続実施】 ・医療機関で障害特性や地域生活に関する心理教育を当事者・家族に実施できるように働きかけ、地域でのリハビリテーションを更に充実させます。
(3) 保健・医療の 推進のために ① 障害の状況に応じた 専門的な医療の提供と 障害の特性に配慮された 診療体制の構築				・相談を受けた支援者が、誰でも適切に対応できる技術を身につけられるよう資質の向上を図ります。		高次脳機能障害専門相談支援員研修修了者数：〔R3年度〕30人（うち医療機関9人）、〔R4年度〕29人（うち医療機関9人） 高次脳機能障害者支援センター実支援者数：〔R3年度〕210人、〔R4年度〕185人 ※ 高次脳機能障害者支援センターの利用者のうち精神科通院が必要になった事例の半数以上が県外の医療機関を受診している。	高次脳機能障害専門相談支援員研修修了者数：〔R3年度〕30人（うち医療機関9人）、〔R4年度〕29人（うち医療機関9人） 高次脳機能障害者支援センター実支援者数：〔R3年度〕210人、〔R4年度〕185人 ※ 高次脳機能障害者支援センターの利用者のうち精神科通院が必要になった事例の半数以上が県外の医療機関を受診している。	相談を受けた支援者が、誰でも適切に対応できる技術を身につけられるよう資質の向上を図ります。	【継続実施】 ・相談を受けた支援者が、誰でも適切に対応できる技術を身につけられるよう資質の向上を図ります。
(3) 保健・医療の 推進のために ① 障害の状況に応じた 専門的な医療の提供と 障害の特性に配慮された 診療体制の構築				・二次保健医療圏において、保健所を中心として連絡調整会議を開催し、保健・医療（リハビリテーションを含む）・介護・福祉・労働等の関係機関による圏域の課題整理や解決に向けた方策の検討、関係者の資質向上等を図ります。		高次脳機能障害圏域ネットワーク支援事業により、大津圏域・甲賀圏域・湖東圏域においては各中心となる法人が、他圏域においては、高次脳機能センターが、保健所等と連携を図り、協議会の開催や研修会、事例検討の開催を実施した。	高次脳機能障害圏域ネットワーク支援事業により、大津圏域・甲賀圏域・湖東圏域においては各中心となる法人が、他圏域においては、高次脳機能センターが、保健所等と連携を図り、協議会の開催や研修会、事例検討の開催を実施した。	二次保健医療圏において、 主体となる機関を中心に 連絡調整会議を開催し、保健・医療（リハビリテーションを含む）・介護・福祉・労働等の関係機関による圏域の課題整理や解決に向けた方策の検討、関係者の資質向上等を図ります。	【継続実施】※一部文言修正 ・二次保健医療圏において、 主体となる機関を中心に 連絡調整会議を開催し、保健・医療（リハビリテーションを含む）・介護・福祉・労働等の関係機関による圏域の課題整理や解決に向けた方策の検討、関係者の資質向上等を図ります。

滋賀県障害者プラン2022進捗確認シート

プランにおける項目	重点的取組	障害者計画	障害者福祉計画	具体的取組	令和5年度目標・指標	令和4年度実績	令和3年度実績	令和3年度以降の取組に対する担当課の評価	令和3年度以降の取組を踏まえた課題と令和5年度以降の実施予定・方向性	
(3) 保健・医療の推進のために ③ 地域リハビリテーション体制の充実				(ア) 県立リハビリテーションセンター業務の充実 ■社会参加につなげるプログラム開発や医学的リハの充実 ・県立リハビリテーションセンターの医療機能では、継続的にリハビリテーション医療を必要とする特定の疾病・障害（高次脳機能障害や脊髄損傷、神経難病等）に対して、高度先進的なリハビリテーションの提供や、就学や就労等の社会参加につなげるプログラムの研究開発等を行います。		リハビリテーションセンターは、医学的リハの視点（【疾患】や【心身機能・身体構造】）を強みにもち、包括的に高次脳機能障害者を捉え支援するため、人材育成や啓発、調査・研究等を行い、各種機関と協働して事業を展開した。 ①人材育成 高次脳機能障害コースSTEP1「高次脳機能障害の基礎理解」R3(29名)、R4(53名) 高次脳機能障害コースSTEP2「生活における高次脳機能障害の捉え方や対応法」R3(22名)、R4(69名) 高次脳機能障害コースSTEP3「生活を支える社会資源 ～知る事が大きな差を生む～」R3(22名)、R4(75) 高次脳機能障害コース医師・セラピスト研修 R3「抑制機能に対する理解と考え方」(16名)R4「脳機能障害（高次脳機能障害・発達障害など）に対するリハビリテーション・学習・就労等に向けたプロセス抑制機能に対する理解と考え方」(25名) ②会議・委員会・検討会等への出席 滋賀県高次脳機能障害対策推進会議 R3年度1回参加、R4年度1回 滋賀県高次脳機能障害支援専門チーム会議 R3年度2回、R4年度2回 滋賀県高次脳機能障害専門チーム アウトリーチ支援 R3年度2回、R4年度1回 高次脳機能障害支援機関連絡調整会議参加 R3年度 大津2回、甲賀2回、湖東2回 R4年度 大津3回、甲賀1回、湖東2回、湖北1回、湖西2回 障害者雇用支援連絡協議会R4年度 1回 ③医療受診以外の相談件数 R3年度のべ16件 R4年度のべ16件 ④医療部門での対応 高次脳機能障害外来（診察、リハビリテーション含め）新規受診者数 R3年度25件 R4年度23件 ⑤研究開発：脳損傷者の日常生活上の状況を評価する社会生活尺度SL77の開発と評価者間信頼性の検討 ⑥その他：高次脳機能障害支援普及全国連絡協議会及び高次脳機能高次脳機能障害支援コーディネーター全国会議 R3年度2回参加 R4年度2回参加		リハビリテーションセンターは、医学的リハの視点（【疾患】や【心身機能・身体構造】）を強みにもち、包括的に高次脳機能障害者を捉え支援するため、人材育成や啓発、調査・研究等を行い、各種機関と協働して事業を展開した。 ①人材育成 高次脳機能障害コースSTEP1「高次脳機能障害の基礎理解」R3(29名)、R4(53名)、 高次脳機能障害コースSTEP2「生活における高次脳機能障害の捉え方や対応法」R3(22名)、R4(69名) 高次脳機能障害コースSTEP3「生活を支える社会資源 ～知る事が大きな差を生む～」R3(22名)、R4(75) 高次脳機能障害コース医師・セラピスト研修 R3「抑制機能に対する理解と考え方」(16名)R4「脳機能障害（高次脳機能障害・発達障害など）に対するリハビリテーション・学習・就労等に向けたプロセス抑制機能に対する理解と考え方」(25名) ②会議・委員会・検討会等への出席 滋賀県高次脳機能障害対策推進会議 R3年度1回参加、R4年度1回 滋賀県高次脳機能障害支援専門チーム会議 R3年度2回、R4年度2回 滋賀県高次脳機能障害専門チーム アウトリーチ支援 R3年度2回、R4年度1回 高次脳機能障害支援機関連絡調整会議参加 R3年度 大津2回、甲賀2回、湖東2回 R4年度 大津3回、甲賀1回、湖東2回、湖北1回、湖西2回 障害者雇用支援連絡協議会R4年度 1回 ③医療受診以外の相談件数 R3年度のべ16件 R4年度のべ16件 ④医療部門での対応 高次脳機能障害外来（診察、リハビリテーション含め）新規受診者数 R3年度25件 R4年度23件 ⑤研究開発：脳損傷者の日常生活上の状況を評価する社会生活尺度SL77の開発と評価者間信頼性の検討 ⑥その他：高次脳機能障害支援普及全国連絡協議会及び高次脳機能高次脳機能障害支援コーディネーター全国会議 R3年度2回参加 R4年度2回参加		【継続実施】 (ア) 県立リハビリテーションセンター業務の充実 ■社会参加につなげるプログラム開発や医学的リハの充実 ・県立リハビリテーションセンターの医療機能では、継続的にリハビリテーション医療を必要とする特定の疾病・障害（高次脳機能障害や脊髄損傷、神経難病等）に対して、高度先進的なリハビリテーションの提供や、就学や就労等の社会参加につなげるプログラムの研究開発等を行います。
4. ともに働く										
(3) 障害特性に応じた就労支援のために ④ 高次脳機能障害のある人に対する就労支援				(ア) 就労に向けた訓練の提供 ・滋賀県立むれやま荘において、専門機関や地域の関係機関と連携しながら、高次脳機能障害のある人の就労に向けた自立訓練や就労移行訓練を提供します。						
(3) 障害特性に応じた就労支援のために ④ 高次脳機能障害のある人に対する就労支援				(イ) 支援体制の充実 ・福祉圏域において、高次脳機能障害支援センターや働き・暮らし応援センターなど各関係機関が連携しながら、高次脳機能障害のある人に対する就労支援を含めた支援体制の充実を図ります。						
(3) 障害特性に応じた就労支援のために ④ 高次脳機能障害のある人に対する就労支援				(ウ) コミュニケーションスキル向上の支援 ・高次脳機能障害支援センターにおいて、支援機関との連携のもと、就労や定着に向けたソーシャルスキルトレーニングを実施するなど、コミュニケーションスキルの向上に向けた支援を行います。		高次脳機能障害支援センター： [R3年度] SST事業 新型コロナウイルス感染症予防のため中止 [R4年度] SST事業 6回 延べ51人	高次脳機能障害支援センター： [R3年度] SST事業 新型コロナウイルス感染症予防のため中止 [R4年度] SST事業 6回 延べ51人	高次脳機能障害支援センターや支援機関等に繋がった高次脳機能障害がある人向けにSST研修を実施し、社会生活を営む上で必要な対人関係での対応を学び、当事者間横のつながりをもつ機会となっている。	【継続実施】 (ウ) コミュニケーションスキル向上の支援 ・高次脳機能障害支援センターにおいて、支援機関との連携のもと、就労や定着に向けたソーシャルスキルトレーニングを実施するなど、コミュニケーションスキルの向上に向けた支援を行います。	

滋賀県障害者プラン 2021 の改訂に係るワーキングチーム ワークシート

分野：④ 精神障害のある人への支援の充実（精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築）

ワーキングチーム会議開催日：令和5年7月31日

令和3年度、4年度における実施内容等	今後の課題等
<ul style="list-style-type: none"> ○ こころの健康に関心を持った方に対して、精神疾患や精神障害への正しい知識の普及・啓発のための、こころの健康フェスタを開催し、令和3年度（2021年度）YouTube 動画を作成、令和4年度（2022年度）70人の参加に対して啓発を実施。 ○ 滋賀のみんなでつくる地域精神保健医療福祉チーム（中核的人材）事業 県内推進チーム会議の実施し県全体の包括的な支援体制の推進に係る現状や課題の検討を実施。 ○ 「大家さん・不動産会社のみなさまへ」リーフレットの作成・周知 令和3年度（2021年度）大家さん・不動産業者に対して精神障害や支援体制、具体的な相談先について理解を深めてもらい、精神障害者の入居における拒否感等の解消を図ることを目的としてリーフレットを作成し、1,300部配布 令和4年度（2022年度）滋賀県不動産関係団体人権啓発推進連絡会議学習会での研修 【内容】障害者差別解消法等の周知、障害者の福祉の支援の仕組み、支援の好事例 【対象】宅建協会法定研修 宅建協会加盟事業所職員約500人 ○ 各圏域に相談支援に関するアドバイザーを配置し、相談支援体制を整備。 令和3年度（2021年度）困難事例：520人 令和4年度（2022年度）困難事例：611人 ○ 依存症相談拠点の整備。 <ul style="list-style-type: none"> ・アルコール健康障害：県立精神保健福祉センター・保健所 ・薬物・ギャンブル等：県立精神保健福祉センター ○ 依存症専門医療機関・治療拠点機関の整備。 <ul style="list-style-type: none"> ・アルコール健康障害・薬物・ギャンブル等：県立精神医療センター ○ 精神保健医療福祉業務従事者研修(基礎コース)を地域の関係機関の従事者を対象に実施。 令和3年度（2021年度）のべ80名 令和4年度（2022年度）のべ77名 ○ 精神障害者ピアサポート事業を10カ所の相談支援事業所に委託し以下の事業を実施。 ①ピアサポーターの活用 ②地域住民との交流事業の実施 ③ピアサポートフォーラムの開催 ④障害者ピアサポート研修の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ● 精神疾患や精神障害への正しい知識の普及・啓発の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・精神疾患や精神障害 ・依存症 ・高次脳機能障害 ・てんかん ● 精神保健に関する人材育成 <ul style="list-style-type: none"> ・神経発達症・児童思春期精神疾患の診察ができる専門医の養成 ・高次脳機能障害に対応できる医師やリハビリ専門職の養成 ● 連携を推進するための体制構築 <ul style="list-style-type: none"> ・神経発達症・児童思春期精神疾患の方が医療機関で初診を受けるまでの待機時間の短縮 ・身体疾患を合併する精神疾患患者の治療や、自傷・自殺企図者に対する身体処置後の一般科と精神科の連携の充実 ・災害拠点精神科病院の整備 ● 精神保健に関する緊急のニーズへの対応の充実 <ul style="list-style-type: none"> ・精神科初期救急、精神科救急医療相談、措置入院後フォローアップ体制整備等の充実 ● 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・本人や家族が身近な地域で相談でき、日常生活・社会生活を円滑に営むことができる地域づくり ・新型コロナウイルスの影響を踏まえた、若年層や経済・生活問題、女性の自殺未遂者の対策

次期重点施策（令和6年度～8年度）について
<p>※上記を踏まえた次期重点施策について</p>
<p>重点施策以外の修正について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・入院者訪問支援事業の創設 ・こころのサポーター養成事業の創設 ・災害拠点精神科病院の整備 ・依存症施策を保健医療計画の内容に合わせて修正

滋賀県障害者プラン 2021 の改訂に係るワーキングチーム ワークシート

分野： 発達障害

ワーキングチーム会議開催日： 7月21日（金）

令和3年度、4年度における実施内容等	今後の課題等
別紙参照	

次期重点施策（令和6年度～8年度）について
※上記を踏まえた次期重点施策について
重点施策以外の修正について

プランにおける項目	重点的取組	障害者計画	具体的取組	令和5年度目標・指標	令和3年度実績	令和4年度実績	《委員の皆様からのご意見》	今後の方向性(案)
1. 共生社会づくり (エ) 障害の理解の推進								
① 障害者を差別なくし権利が障害者理解のために進			<p>・地域や職場における啓発や研修の実施により、発達障害等について周囲の理解を促進し、本人や周囲の人が相談しやすい環境づくりを行うとともに、周囲の人の適切な支援や環境調整により、発達障害のある人の社会適応や過ごしやすさにつなげます。</p>		<p>・レイクスマガジンに啓発広告を出稿。(5,000部/県内640か所) ・レイクス試合会場での啓発ブース出展並びにリーフレットの配布。(2日間/1,000枚)</p>	<p>・発達障害啓発ポスターの制作、送付。(1,000枚/企業等200か所以上) ・レイクス試合会場で、啓発クリアファイルの配布(2日間/1,100部)</p>	<p>○より青少年にアピールしたいのであれば、例えば、高校野球の夏大会予選でリーフレットやクリアファイルを配布できないだろうか。 ○具体的な講演会や研修会ができればよいように感じた。学校や企業に出前授業や説明会の様な試みをされたことはありますか。 ○滋賀県発達障害者支援センター等による講座の実施等で、この項目に含まれるものはありますか？ ⇒R4.8.11に、大正大学より近藤先生を招いて「発達障害とひきこもり(8050問題)」について講演をいただいた。</p>	<p>⇒新たに発達障害者の特性と意思疎通に関する理解促進を図るための研修を4団体に委託して実施予定。</p>
			<p>・発達障害についての正しい理解を促進するため、当事者団体、関係機関と協働して、4月2日から4月8日の「発達障害者啓発週間」を中心に啓発活動の充実を図ります。</p>		<p>・発達障害啓発リーフレットの作成(5,000部) ・自閉症啓発デーに、国宝彦根城をブルーライトアップ。(4月2日～8日)</p>	<p>・大津合同庁舎に啓発横断幕の取り付け。 ・自閉症啓発デーに、国宝彦根城をブルーライトアップ。(4月2日～8日) ・発達障害啓発リーフレットの作成(5,000部)</p>	<p>○啓発活動が、事前に認知されていることが重要。TVや新聞等のメディアを通じて、啓発週間の実施(目的や意義の説明も含め)やイベントの開催(彦根城のライトアップやヘルプマークの配布等)を広く告知し、関心を持ってもらえるよう工夫したい。県や企業の後援・協賛があれば、マスメディアが取り上げる確率は増す。同時に、資金を獲得することもできる。 ○啓発リーフレットを市にもいただくが、巡回相談担当等の関係者に配布する程度なので、活用の具体化の必要を感じています。活用法によっては必要部数が変わってきます。</p>	<p>⇒彦根城のブルーライトアップについては、SNSを利用した啓発活動(事前告知)を検討。 ⇒自閉症啓発デーに合わせ、令和6年4月2日に自閉症啓発のための県民講座の実施予定。 ⇒各学校や市町に配布できるリーフレットの部数を増やす。</p>
			<p>・ヘルプマークの公共交通機関等での周知拡大など、障害のある人に関するマークの普及促進等を通じた、一層の障害者理解と合理的配慮提供の機運を醸成していきます。</p>		<p>・ヘルプマーク配布数 3,984個</p>	<p>・ヘルプマーク配布数 3,952個</p>		<p>⇒県内JR各駅にヘルプマークポスターの掲載を依頼し、周知拡大に努める。</p>

プランにおける項目	重点的取組	具体的取組	令和5年度目標・指標	令和3年度実績	令和4年度実績	<<委員の皆様からのご意見>>	今後の方向性(案)
2. ともに暮らす (ア) ライフステージ(教育・進路・キャリア)を見通した支援							
		<p>・ライフステージを移行する際の支援情報の円滑な引継ぎを行うため、個別の指導計画・個別的教育支援計画を活用した支援の充実と、各段階における教育の支援体制の整備に取り組むとともに、関係機関との情報交換を行うことで、教育と関係機関がライフステージを見通した支援の連携を図ります。</p>	<p><<活動指標(障害福祉計画・障害児福祉計画)>> 地域の支援体制の課題の把握および対応についての検討を行うために必要な協議の場の開催回数 : 全体会2回/年 ※上記と別に検討部会を実施</p>	<p>・発達障害者支援地域協議会開催回数2回 (検討部会 5回) ○発達障害に係る地域と医療の連携の推進 ○支援が届きにくい人への関係機関の関わり</p>	<p>・発達障害者支援地域協議会開催回数2回 (検討部会 3回) ○発達障害に係る地域と医療の連携の推進 ○発達障害の疑いのある大学生を相談支援機関につなぐ方策</p>	<p>○「教育」「福祉」「児童」等の分野において、システム上は連携が円滑でも、支援現場でその認識が持てないケースは多い。(例:必要な資源につながらない。養護学校等で必要な支援が不足し行動障害が増悪して、そのまま福祉につながるケースがある。福祉側が学校の状況を理解せず、連携がうまく進まない。虐待を止めるが、その背景にある保護者の障害理解や家庭での支援に専門的なバックアップがされないケースがある。)</p>	<p>⇒引き続き、発達障害者支援地域協議会を年2回開催していく。 ⇒「教育」と「福祉」の連携協定の締結により、制度は整ったので、具体的な運用の仕方について今後、発達障害者支援地域協議会の議題とあげ、協議していったらどうか?</p>
③ 発達障害のある人への支援の充実のために		<p>・発達障害者支援の中核を担う相談支援機関(市町発達障害者支援担当部署、福祉圏域認証発達障害者支援ケアマネジャー、県発達障害者支援センター)の連携強化および支援体制の重層化に取り組みます。</p>	<p><<活動指標(障害福祉計画・障害児福祉計画)>> ・発達障害者支援センターによる相談支援件数 : 1,000人(8,000件) ・発達障害者支援センターによる相談において、市町と協働してかかった割合: 35%</p>	<p>・発達障害者支援センターによる相談支援件数 : 787人(7,084件) ・発達障害者支援センターによる相談において、関係機関と協働してかかった割合: 51.2%</p>	<p>・発達障害者支援センターによる相談支援件数 : 849人(5,801件) ・発達障害者支援センターによる相談において、関係機関と協働してかかった割合: 50.7%</p>	<p>○発達障害者支援センターの相談支援件数については、身近な地域での相談という方向性があるでの、数値目標を示すとすると、年々減少させていく方向ではないでしょうか。また、関係機関との協働の割合は年々増加の目標になるかと思えます。 ○発達障害者支援センターによる相談において、関係機関と協働してかかった割合の令和5年度目標が令和4年度を下回っていますが、特に理由がなければ、今後の目標については前年度以上にするとよいのではないのでしょうか。 ○令和3年度、4年度と50%越えなので、令和5年度目標はパーセンテージが同等、もしくは上昇するよう設定したらよいと思う。 ○令和5年度の目標について、支援センターの相談人数・件数は増加しているのに、関係機関と協働で関わる割合目標が過去実績を下回っているのはなぜか。過去50%を超えていたのに、取れて少なく設定した理由が明確でない。</p>	<p>⇒相談はまずは身近な地域(一次支援機関)で受けるようにし、センターは、三次支援機関として、困難事例の相談や機関への支援に重点を置いていきたい。 <<活動指標(障害福祉計画・障害児福祉計画)>> ○発達支援センターによる相談支援件数について R6 R7 R8 900人(6,000件) 800人(5,500件) 800人(5,500件) ⇒市町との連携数として数を出すのが難しかったため、関係機関との連携数としたことにより、数値が目標値より大きく増加している。 ○発達障害者支援センターによる相談において、関係機関と協働してかかった割合 R6 R7 R8 50% 55% 60%</p>
		<p>・発達障害者の年齢や障害状況に応じた自己理解の支援のため、相談支援担当者のスキルの向上と、自己理解ツールの活用等の研修等の充実を図ります。</p>	<p><<活動指標(障害福祉計画・障害児福祉計画)>> 発達障害者支援センターおよび認証発達障害者ケアマネジャーの関係機関への助言件数 (ア)発達障害者支援センター: 750件 (イ)認証発達障害者ケアマネジャー: 2,000件</p>	<p>(ア)発達障害者支援センター: 809件 (イ)認証発達障害者ケアマネジャー: 1,848件 発達障害者支援ケアマネジャー新規登録者: 6人</p>	<p>(ア)発達障害者支援センター: 786件 (イ)認証発達障害者ケアマネジャー: 1,283件 発達障害者支援ケアマネジャー新規登録者: 5人</p>	<p>○「具体的取組」「実績」「目標・指標」の関連性? センターやケアの件数 = 「スキルの向上」「自己理解ツール」「研修等の充実」? ○(ア)の件数は増加していくのではないかと思います。 ○支援体制やスキル強化を充実させることには賛成する。発達障害者支援ケアマネジャー新規登録者数について、過去にも目標値を示してなかったのはなぜか。支援体制を充実させるには新規登録者の増員は欠かせないと考える。結果(実績)でもって評価するのではなく、意識的にどれだけの新規登録者を育成するのか、そのためにどのような手立てを講じるのかを考えたい。 ○認ケア事業について、圏域ごとの質的な特徴に合わせて運用されるのは良いが、人口にかかわらず委託額が同額であることに疑問がある。</p>	<p>⇒具体的取り組みに合う目標の設定 ○<<活動指標(障害福祉計画・障害児福祉計画)>> 発達障害者支援センターおよび認証発達障害者ケアマネジャーの外部機関や地域住民への研修、啓発件数 (ア)発達障害者支援センター R6 R7 R8 140回 140回 140回 (イ)認証発達障害者ケアマネジャー R6 R7 R8 50回 50回 50回 ⇒発達障害者支援ケアマネジャーは、その研修内容により、定員を7名までとしている。各福祉圏域から一人ずつ出せるようにしていきたい。</p>
		<p>・就労へのスムーズな移行のため、高校・大学等の発達障害者支援担当者との連携の場の就労を含む支援担当者との連携の場を設定するなど、支援に必要な情報の共有を図ります。</p>	<p><<活動指標(障害福祉計画・障害児福祉計画)>> 発達障害者支援センターおよび認証発達障害者ケアマネジャーの外部機関や地域住民への研修、啓発件数 (ア)発達障害者支援センター: 140回 (イ)認証発達障害者ケアマネジャー: 18回</p>	<p>(ア)発達障害者支援センター: 145回 (イ)認証発達障害者ケアマネジャー: 47回 ○県内大学担当者との地域の支援者の情報交換・合同研修会 令和4年3月8日(火)実施 参加者42名 (事例検討中心のグループワーク活動)</p>	<p>(ア)発達障害者支援センター: 86回 (イ)認証発達障害者ケアマネジャー: 40回 ○大学と地域をつなぐ情報交換会 令和5年2月22日(水)実施 参加者58名 (高校・大学・就労分野から、それぞれの支援の現状と課題について話題提供とグループワークによる情報交換)</p>	<p>○認証発達障害者ケアマネジャー研修・啓発回数の令和5年度目標が令和4年度を下回っていますが、特に理由がなければ、今後の目標については前年度以上にするとよいのではないのでしょうか。 ○認証発達障害者ケアマネジャーによる研修・啓発回数が、過去2年間の実績より少なく設定(18回)しているのはなぜか。予算経費との関係があるならば、全体予算を見直してでも、ケアマネジャーによる研修・啓発回数を増やすべきであろう。過去2年間は、40回を超えているのだから、実情と大きく乖離している。 ○令和4年度まで(モデル事業・県単事業)の蓄積が、令和5年度に充分つながっていない。(例:令和4年度に大学へのコンサルに関してあまり引継ぎが無かった。)</p>	<p>⇒具体的取り組みに合う目標の設定 ○<<活動指標(障害福祉計画・障害児福祉計画)>> 発達障害者支援センターおよび認証発達障害者ケアマネジャーの関係機関への助言件数 (ア)発達障害者支援センター: 750件 R6 R7 R8 800件 850件 900件 (イ)認証発達障害者ケアマネジャー: 2,000件 R6 R7 R8 2,000件 2,000件 2,000件</p>

プランにおける項目	重点的取組	具体的取組	令和5年度目標・指標	令和3年度実績	令和4年度実績	《委員の皆様からのご意見》	今後の方向性(案)
2. ともに暮らす (イ) 分野を超えた関係機関の連携の強化							
③ 発達障害のある人への支援の充実 (2) 障害特性等に応じた支援の充実のために		<ul style="list-style-type: none"> 発達障害に関わる関係機関の連携強化のため、保健・教育・福祉・医療・労働の分野間の連携促進のための情報交換の機会を設けるとともに、発達障害者支援に関する資源の情報提供を進めます。 	《活動指標（障害福祉計画・障害児福祉計画）》 ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数：35名	ペアレント・トレーニングファシリテーター養成研修の受講者数：延べ40名（研修3回実施）	ペアレント・トレーニングファシリテーター養成研修の受講者数：延べ35名（研修2回実施）	○ペアレント・トレーニングのみ実施しているので、ペアレント・プログラムは削除した方がよい。	⇒具体的取り組みに合う目標の設定 ○《活動指標（障害福祉計画・障害児福祉計画）》 ペアレント・トレーニングファシリテーター養成研修の受講者数 R6 35名 R7 20名 R8 20名 (令和6年度でモデル事業が終了し、令和7年度以降は、テーマ別研修など研修内容を変更して実施予定のため)
		<ul style="list-style-type: none"> 教育における個別の教育支援計画作成時から関係機関との連携を図るなど、相互の働きかけによる分野を超えた連携強化に取り組みます。 	《活動指標（障害福祉計画・障害児福祉計画）》 ペアレントメンターの人数：50名	県と市町、教育委員会と福祉部局の枠を超えて、支援を必要とする児童生徒の情報共有し、連携した取り組みを行う協定：17市町との締結完了。	県と市町、教育委員会と福祉部局の枠を超えて、支援を必要とする児童生徒の情報共有し、連携した取り組みを行う協定：19市町（県内全市町）との締結完了。	○県内全市町の締結ができましたが、私立高校、通信制高校との連携の必要性を感じます。今後、段階的に検討が必要ではないでしょうか。 ○認証ケアマネのレベルでは、締結の成果をあまり実感しない。システム上は連携が円滑でも、支援現場でその認識が持てないケースは多い。	⇒具体的取り組みに合う目標の設定 ○「教育」と「福祉」の連携協定における効果的な運用の仕方について検討する。
		<ul style="list-style-type: none"> 発達障害に伴う様々な生きづらさを抱える人に対して必要に応じて関係機関が早くから連携できるよう、ネットワークの構築や情報共有の仕組みの検討などに取り組みます。 	《活動指標（障害福祉計画・障害児福祉計画）》 ピアサポートの活動への参加人数：50名	ペアレントメンター養成研修受講者数：4名 これまでのペアレントメンター登録者数：18名	ペアレントメンター養成研修受講者数：7名 これまでのペアレントメンター登録者数：25名	○過去の実績がこれでよいか ○ペアレントメンター（＋ペアレントトレーニング）の充実をうれしく感じる一方で、保護者への支援がそれ、かつ、標準プログラム化されていないものが評価されにくい。	⇒ピアサポートとは、同じような悩みを持つ人たち同士で支えあう活動のこと。家族や専門家には話づらいことも、同じ立場の人だからこそ言えることがあり、不安な気持ちを理解して共感してもらえる。発達障害でこれに該当するのが、ペアレントメンターである。
2. ともに暮らす (ウ) 支援に関わる人材の育成【重点的取組】							
③ 発達障害のある人への支援の充実 (2) 障害特性等に応じた支援の充実のために		<ul style="list-style-type: none"> 相談件数の増加および支援ニーズの多様化や相談内容の複雑化に対応するため、機関コンサルテーションの充実に取り組むとともに、研修等の機会の増加および内容の充実により、療育・教育・就労等各分野の支援に関わる人材の育成の強化を図ります。 	発達障害者支援センターによるコンサルテーション：750件 認証発達障害者ケアマネジメント支援事業による福祉圏域関係機関へのコンサルテーション：2,000件	発達障害者支援センターによるコンサルテーション：809件 認証発達障害者ケアマネジメント支援事業による福祉圏域関係機関へのコンサルテーション：1,848件	発達障害者支援センターによるコンサルテーション：786件 認証発達障害者ケアマネジメント支援事業による福祉圏域関係機関へのコンサルテーション：1,283件		⇒具体的取り組みに合う目標の設定 ○発達障害者支援センターによるコンサルテーション R6 800件 R7 850件 R8 900件 発達障害者ケアマネジメント支援事業による福祉圏域関係機関へのコンサルテーション R6 2,000件 R7 2,000件 R8 2,000件

プランにおける項目	重点的取組	具体的取組	令和5年度目標・指標	令和3年度実績	令和4年度実績	《委員の皆様からのご意見》	今後の方向性(案)
2. ともに暮らす (エ) 家族への支援の充実【重点的取組】							
③ 発達障害のある人への支援の充実	○	・乳幼児期の早期発見・早期支援のためのアセスメントツールの活用支援や環境整備など、市町における取組を支援します。	ペアレントメンターの人数：50名	<ul style="list-style-type: none"> ○ペアレントメンター養成 市町担当者：連絡会（1回） 養成研修：2日間 フォローアップ研修：2日間 ○ペアレントトレーニングファシリテーター養成 市町担当者：連絡会（1回） 養成研修：2日間 各市町との個別の打ち合わせ 	<ul style="list-style-type: none"> ○ペアレントメンター養成 市町担当者：連絡会（1回）懇談会：（1回） 養成研修：2日間 フォローアップ研修：3日間 ○ペアレントトレーニングファシリテーター養成 市町担当者：連絡会（1回） 養成研修：2日間 フォローアップ研修：1日間 アドバイザー派遣：2市町 		⇒具体的取り組みに合う目標の設定 ○研修の実施やアドバイザーの派遣等、各市町におけるペアレントメンターやペアレント・トレーニングの取組を支援していく。
			ペアレントメンターの人数：50名	<ul style="list-style-type: none"> ○ペアレントメンター養成研修受講者数：4名 これまでのペアレントメンター登録者数：18名 	<ul style="list-style-type: none"> ○ペアレントメンター養成研修受講者数：7名 これまでのペアレントメンター登録者数：25名 	○メンターの人数50人は、単年度で養成するのか、トータルで50人ということなのでしょうか。	⇒具体的取り組みに合う目標の設定 ○《活動指標（障害福祉計画・障害児福祉計画）》 ペアレントメンターの登録者数 R6 R7 R8 35名 40名 45名
2. ともに暮らす (オ) 緩やかな集いの場の提供							
③ 発達障害のある人への支援の充実	○	・地域での生活に課題を抱える発達障害がある人に、自らのペースで活動できる緩やかな集いの場を提供し、自己理解の促進および就労準備・訓練の利用につなげることを視野に入れた支援の検討などに取り組めます。		<ul style="list-style-type: none"> ○社会に参加するステップとなる場所、誰かと一緒に何かができる居場所として「ゆるかれ」の実施 開設日数：95日 参加延人数：99人 	<ul style="list-style-type: none"> ○社会に参加するステップとなる場所、誰かと一緒に何かができる居場所として「ゆるかれ」の実施 開設日数：90日 参加延人数：102人 	○成果がある一方で、県内1ヶ所では活用が難しい圏域が多い。	⇒引き続き、地域での生活に課題を抱える発達障害がある人に、自らのペースで活動できる緩やかな集いの場を提供し、自己理解の促進および就労準備・訓練の利用につなげることを視野に入れた支援の検討などに取り組む。
2. ともに暮らす (カ) 周囲の理解の促進							
③ 発達障害のある人への支援の充実	○	・地域や職場における啓発や研修の実施により、発達障害への周囲の理解を促進し、本人や周囲の人が相談しやすい環境づくりを行うとともに、周囲の人の適切な支援や環境調整により、発達障害のある方の社会適応や過ごしやすさにつなげます。		<ul style="list-style-type: none"> ・レイクスマガジンに啓発広告を出稿。（5,000部/県内640か所） ・レイクス試合会場での啓発ブース出展並びにリーフレットの配布。（2日間/1,000枚） 	<ul style="list-style-type: none"> ・発達障害啓発ポスターの制作、送付。（1,000枚/企業等200か所以上） ・レイクス試合会場で、啓発クリアファイルの配布（2日間/1,100部） 	○各市町で開催される夏祭りなどに参加をし、相互交流する場を持つたり、啓発活動を行ったりすることはできないだろうか。地域と結びついた活動を広げることが、何よりの啓発と意識変革につながるかと考える。	⇒引き続き、地域や職場における啓発や研修の実施により、発達障害への周囲の理解を促進し、本人や周囲の人が相談しやすい環境づくりを行う。

★全体を通して
全体的に素晴らしい取り組みをされているが、精神科分野では医師の段階まではこうした情報が十分伝わっていないようにも感じる。資料を精神科病院協会などにも配布してはどうか？